

災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と医療法人社団 清明会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地 新庄市大字本合海字福田界1802番地の3

名 称 介護老人保健施設 エーデルワイス

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）があると認めるとときは、乙に前条に掲げる施設における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要援護者及び要援護者の家族（要援護者の介助者を含む。以下「家族等」という。）の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として家族等が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者の移送を行うものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

（物資の提供及び支援）

第5条 乙は、受入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の運営に必要な物資が不足する場合は、当該物資の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後においても、同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 5月5/日

甲 新庄市沖の町10番37号
新庄市長 山尾順紀



乙 新庄市大字福田806番地
医療法人社団清明会
理事長 廣井正彦

